

て、第二項中「前項」とあるのは「第六項」と、「受けることが必要となつた」とあるのは「受けることの必要がなくなつた」と、「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と、第五項中「選択被災課税期間」とあるのは「不適用被災課税期間」と読み替えるものとする。

8 第一項又は第六項の承認を受けた事業者が、その承認前に第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出している場合その他の場合における第一項又は第六項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六十二条第一項中「第三項」の下に「次条」を加える。

第六十三条中「簿書及び資料」を「帳簿書類その他の物件」に改める。

（酒税法の一部改正）

第七条 酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「（第二十二條）」を「（第二十二條―第二十七條）」に、「第二十三條」を「第二十八條」に改める。

第二条第一項中「その免許」を「当該製造免許」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 酒類は、発泡性酒類、醸造酒類、蒸留酒類及び混成酒類の四種類に分類する。

第三条から第五条までを次のように改める。

(その他の用語の定義)

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 アルコール分 温度十五度の時において原容量百分中に含有するエチルアルコールの容量をいう。

二 エキス分 温度十五度の時において原容量百立方センチメートル中に含有する不揮発性成分のグラム数をいう。

三 発泡性酒類 次に掲げる酒類をいう。

イ ビール

ロ 発泡酒

ハ イ及びロに掲げる酒類以外の酒類で発泡性を有するもの（アルコール分が十度未満のものに限る。以下「その他の発泡性酒類」という。）

四 醸造酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

イ 清酒

ロ 果実酒

ハ その他の醸造酒

五 蒸留酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

イ 連続式蒸留しようちゅう

ロ 単式蒸留しようちゅう

ハ ウイスキー

ニ ブランデー

ホ 原料用アルコール

ヘ スピリッツ

六 混成酒類 次に掲げる酒類（その他の発泡性酒類を除く。）をいう。

イ 合成清酒

ロ みりん

ハ 甘味果実酒

ニ リキュール

ホ 粉末酒

ヘ 雑酒

七 清酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十二度未満のものをいう。

イ 米、米こうじ及び水を原料として発酵させて、こしたもの

ロ 米、米こうじ、水及び清酒かすその他政令で定める物品を原料として発酵させて、こしたもの
 （その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が米（米こうじ米を含む。）の重量の百分の五十を超えないものに限る。）

ハ 清酒に清酒かすを加えて、こしたもの

八 合成清酒 アルコール（次号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が三十六度以上四十五度以下のものを含む。第十五号ハ及び第十六号ロ並びに第八条第三号を除き、以下同じ。）、しようちゆう（連続式蒸留しようち

ゆう又は単式蒸留しようちゆうをいい、水以外の物品を加えたものを除く。第十一号において同じ。）又は清酒とぶどう糖その他政令で定める物品を原料として製造した酒類（当該酒類の原料として米又は米を原料の全部若しくは一部として製造した物品を使用したものについては、米（米を原料の全部又は一部として製造した物品の原料となつた米を含む。）の重量の合計が、アルコール分二十度に換算した場合の当該酒類の重量の百分の五を超えないものに限る。）で、その香味、色沢その他の性状が清酒に類似するもの（アルコール分が十六度未満でエキス分が五度以上のものその他政令で定めるものに限る。）をいう。

九 連続式蒸留しようちゆう アルコール含有物を連続式蒸留機（連続して供給されるアルコール含有物を蒸留しつつ、フーゼル油、アルデヒドその他の不純物を取り除くことができる蒸留機をいう。次号イ及び第四十三条第六項において同じ。）により蒸留した酒類（これに水を加えたもの及び政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるものに限る。）その他の政令で定める物品を加えたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）を含み、次に掲げるものを除く。）で、アルコール分が三十六度未満のものをいう。

イ 発芽させた穀類又は果実（果実を乾燥させ若しくは煮つめたもの又は濃縮させた果汁を含み、なつめやしの実その他政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）を原料の全部又は一部としたもの

ロ しらかばの炭その他政令で定めるものでこしたもの

ハ 含糖質物（政令で定める砂糖を除く。）を原料の全部又は一部としたもので、そのアルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のもの

ニ アルコール含有物を蒸留する際、発生するアルコールに他の物品の成分を浸出させたもの

十 単式蒸留しようちゆう 次に掲げる酒類（これらに水を加えたものを含み、前号イから二までに掲げるものに該当するものを除く。）でアルコール分が四十五度以下のものをいう。

イ 穀類又はいも類、これらのこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機（以下この号及び第四十三条第七項において「単式蒸留機」という。）により蒸留したもの

ロ 穀類のこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ハ 清酒かす及び水若しくは清酒かす、米、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は清酒かすを単式蒸留機により蒸留したもの

二 砂糖（政令で定めるものに限る。）、米こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの

ホ 穀類又はいも類、これらのこうじ、水及び政令で定める物品を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が穀類又はいも類（これらのこうじを含む。）の重量を超えないものに限る。）

ヘ イからホまでに掲げる酒類以外の酒類でアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留したもの（これに政令で定めるところにより砂糖（政令で定めるものに限る。）その他の政令で定める物品を加えたもの（エキス分が二度未満のものに限る。）を含む。）

十一 みりん 次に掲げる酒類でアルコール分が十五度未満のもの（エキス分が四十度以上のものその他政令で定めるものに限る。）をいう。

イ 米及び米こうじにしようちゆう又はアルコールを加えて、こしたものの

ロ 米、米こうじ及びしょうちゆう又はアルコールにみりんその他政令で定める物品を加えて、こしたものであるもの

ハ みりんにしょうちゆう又はアルコールを加えたもの

ニ みりんにみりんかすを加えて、こしたものであるもの

十二 ビール 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のものをいう。

イ 麦芽、ホップ及び水を原料として発酵させたものであるもの

ロ 麦芽、ホップ、水及び麦その他の政令で定める物品を原料として発酵させたもの（その原料中当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五十を超えないものに限る。）

十三 果実酒 次に掲げる酒類でアルコール分が二十度未満のもの（ロから二までに掲げるものについては、アルコール分が十五度以上のものその他政令で定めるものを除く。）をいう。

イ 果実又は果実及び水を原料として発酵させたものであるもの

ロ 果実又は果実及び水に糖類（政令で定めるものに限る。ハ及びニにおいて同じ。）を加えて発酵させたものであるもの

ハ イ又はロに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ニ イからハまでに掲げる酒類にブランデー、アルコール若しくは政令で定めるスピリッツ（以下この号並びに次号ハ及びニにおいて「ブランデー等」という。）又は糖類、香味料若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量（既に加えたブランデー等があるときは、そのブランデー等のアルコール分の総量を加えた数量。次号ハにおいて同じ。）が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十を超えないものに限る。）

十四 甘味果実酒 次に掲げる酒類で果実酒以外のものをいう。

イ 果実又は果実及び水に糖類を加えて発酵させたもの

ロ 前号イ若しくはロに掲げる酒類又はイに掲げる酒類に糖類を加えて発酵させたもの

ハ 前号イからハまでに掲げる酒類又はイ若しくはロに掲げる酒類にブランデー等又は糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの（ブランデー等を加えたものについては、当該ブランデー等のアルコール分の総量が当該ブランデー等を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の九十を超え

ないものに限る。二において同じ。）

二 果実酒又はイからハまでに掲げる酒類に植物を浸してその成分を浸出させたもの若しくは薬剤を加えたもの又はこれらの酒類にブランデー等、糖類、香味料、色素若しくは水を加えたもの

十五 ウイスキー 次に掲げる酒類（イ又はロに掲げるものについては、第九号ロから二までに掲げるものに該当するものを除く。）をいう。

イ 発芽させた穀類及び水を原料として糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ 発芽させた穀類及び水によつて穀類を糖化させて、発酵させたアルコール含有物を蒸留したもの（当該アルコール含有物の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ハ イ又はロに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（イ又はロに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十以上のものに限る。）

十六 ブランデー 次に掲げる酒類（イに掲げるものについては、第九号ロから二までに掲げるものに

該当するものを除く。）をいう。

イ 果実若しくは果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物又は果実酒（果実酒かすを含む。）を蒸留したもの（当該アルコール含有物又は果実酒の蒸留の際の留出時のアルコール分が九十五度未満のものに限る。）

ロ イに掲げる酒類にアルコール、スピリッツ、香味料、色素又は水を加えたもの（イに掲げる酒類のアルコール分の総量がアルコール、スピリッツ又は香味料を加えた後の酒類のアルコール分の総量の百分の十以上のものに限る。）

十七 原料用アルコール 第九号又は第十号の規定（アルコール分に関する規定を除く。）に該当する酒類（水以外の物品を加えたものを除く。）でアルコール分が四十五度を超えるものをいう。

十八 発泡酒 麦芽又は麦を原料の一部とした酒類（第七号から前号までに掲げる酒類及び麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたものを除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

十九 その他の醸造酒 穀類、糖類その他の物品を原料として発酵させた酒類（第七号から前号までに

掲げる酒類その他政令で定めるものを除く。）でアルコール分が二十度未満のもの（エキス分が二度以上のものに限る。）をいう。

二十 スピリッツ 第七号から前号までに掲げる酒類以外の酒類でエキス分が二度未満のものをいう。

二十一 リキュール 酒類と糖類その他の物品（酒類を含む。）を原料とした酒類でエキス分が二度以上のもの（第七号から第十九号までに掲げる酒類、前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状のもの及びその性状がみりんに類似する酒類として政令で定めるものを除く。）をいう。

二十二 粉末酒 前条第一項に規定する溶解してアルコール分一度以上の飲料とすることができる粉末状の酒類をいう。

二十三 雑酒 第七号から前号までに掲げる酒類以外の酒類をいう。

二十四 酒母 酵母で含糖質物を発酵させることができるもの及び酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びにこれらにこうじを混和したもの（製菓用、製パン用、しょうゆ製造用その他酒税の保全上支障がないものとして財務省令で定める用途に供せられるものを除く。）をい

う。

二十五 もろみ 酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもの（酒類の製造の用に供すること
ができるものに限る。）で、こし又は蒸留する前のもの（こさない又は蒸留しない酒類に係るもの
については、主発酵が終わる前のもの）をいう。

二十六 こうじ でんぷん質物その他政令で定める物品にかび類を繁殖させたもの（当該繁殖させたも
のから分離させた胞子又は浸出させた酵素を含む。）で、でんぷん質物を糖化させることができるも
のをいう。

二十七 保税地域 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二十九条に規定する保税地域をいう。

第四条及び第五条 削除

第六条の三第一項中「一に」を「いずれかに」に、「本条」を「この条及び第十条第三号」に改め、同
項第二号中「製造免許に附された」を「製造免許（同条第一項に規定する製造免許をいう。以下この号及
び次号において同じ。）に付された」に改め、「以下」を削り、「消滅した免許」を「消滅した製造免
許」に改め、同号ただし書中「免許」を「製造免許」に改め、同条第二項中「以下」を削り、同条第五項

中「その他の雑酒」を「その他の醸造酒」に改める。

第七条第一項中「種類別（品目のある種類の酒類については、品目別）」を「品目（第三条第七号から第二十三号までに掲げる酒類の区分をいう。以下同じ。）別」に改め、「所轄税務署長の免許」の下に「（以下「製造免許」という。）」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「その免許」を「その製造免許」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 酒類の製造免許は、一の製造場において製造免許を受けた後一年間に製造しようとする酒類の見込数量が当該酒類につき次に定める数量に達しない場合には、受けることができない。

一 清酒 六十キロリットル

二 合成清酒 六十キロリットル

三 連続式蒸留しようちゆう 六十キロリットル

四 単式蒸留しようちゆう 十キロリットル

五 みりん 十キロリットル

六 ビール 六十キロリットル

七 果実酒 六キロリットル

八 甘味果実酒 六キロリットル

九 ウイスキー 六キロリットル

十 ブランデー 六キロリットル

十一 原料用アルコール 六キロリットル

十二 発泡酒 六キロリットル

十三 その他の醸造酒 六キロリットル

十四 スピリッツ 六キロリットル

十五 リキュール 六キロリットル

十六 粉末酒 六キロリットル

十七 雑酒 六キロリットル

第七条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「その免許」を「その製造免許」に、「しようちゆう乙類」を「単式蒸留しようちゆう」に改め、同項第二号中「しようちゆう」を「連続式蒸留しよ

うちゆう又は単式蒸留しうちゆう」に、「その免許」を「その製造免許」に改め、同項第三号中「果実酒類」を「果実酒又は甘味果実酒」に改め、同項第五号中「免許」を「製造免許」に改め、同項第六号中「しようにちゆう甲類及びしようにちゆう乙類」を「連続式蒸留しようにちゆう及び単式蒸留しようにちゆう」に、「免許」を「製造免許」に改め、同項に次の一号を加える。

七 前各号に準ずる場合として政令で定める場合

第七条第四項中「免許」を「製造免許」に、「附する」を「付する」に改め、同条第五項中「附した免許」を「付した製造免許」に改め、同条に次の一項を加える。

6 第二項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行う。

第八条中「その製造場の所在地の所轄税務署長の免許」を「製造免許」に改め、同条第一号及び第二号中「その免許」を「その製造免許」に改める。

第九条第一項中「所轄税務署長の免許」の下に「（以下「販売業免許」という。）」を加え、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「その免許」を「その製造免許」に、「種類（品目のある種類の酒類に

ついては、品目」を「品目」に改め、同条第二項中「免許」を「販売業免許」に、「附する」を「付する」に改め、同条第三項中「附した免許」を「付した販売業免許」に改める。

第十条の見出しを「（製造免許等の要件）」に改め、同条各号列記以外の部分中「免許」を「酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許」に改め、同条第一号中「申請者」の下に「（酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許の申請者をいう。第三号から第八号までにおいて同じ。）」を加え、「免許を」を「酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許」に改め、同条第二号中「第十四条第一号若しくは第二号の規定により免許」を「第十四条第一号若しくは第二号の規定により酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許」に、「第十二条第二号の規定により免許」を「第十二条第二号の規定により酒類の製造免許」に、「第十四条第二号の規定により免許」を「第十四条第二号の規定により酒類の販売業免許」に、「ものが免許」を「ものが酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許又は酒類の販売業免許」に改め、同条第三号中「酒類」を「酒類等」に改め、同条第五号中「免許申請」を「当該申請」に改め、同条第六号中「免許の申請前」を「当該申請前」に改め、同条第九号中「取締」を「取締り」に改める。

第十一条の見出しを「（製造免許等の条件）」に改め、同条第一項中「附する」を「付する」に改め、同条第二項中「附した」を「付した」に改める。

第十七条第一項中「免許の取消」を「酒類の製造免許又は酒母若しくはもろみの製造免許の取消し」に改め、同条第二項中「免許の取消」を「酒類の販売業免許の取消し」に改める。

第十九条第三項中「免許の」を削る。

第二十条第一項中「附された期限」を「付された期限」に、「附された免許」を「付された製造免許」に、「取り消された免許」を「取り消された製造免許」に、「合併により免許」を「合併により酒類の製造免許」に、「法人が免許」を「法人が酒類の製造免許」に改め、「。以下本条において同じ」を削り、同条第二項中「免許を受けていた者」を「製造免許を受けていた者（合併により酒母又はもろみの製造免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒母又はもろみの製造免許を受けないときは、当該法人を含む。）」に改め、同条第三項中「附された期限」を「付された期限」に、「附された免許」を「付された販売業免許」に、「免許を受けていた者」を「販売業免許を受けていた者（合併により酒類の販売業免許が消滅した場合で合併後存続する法人又は合併により設立した法人が酒類の販

売業免許を受けないときは、当該法人を含む。」に改める。

第二十一条の見出しを「（製造免許等の通知）」に改め、同条中「免許、同条」を「酒類の製造免許、同条」に、「免許の期限」を「酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許の期限」に、「第八条若しくは」を「第八条の規定による酒母若しくはもろみの製造免許、」に、「免許、第十条」を「酒類の販売業免許、第十条」に、「免許の拒否」を「酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許の拒否」に、「免許の条件」を「酒類の製造免許若しくは酒類の販売業免許の条件」に、「免許の取消し」を「酒類の製造免許、酒母若しくはもろみの製造免許若しくは酒類の販売業免許の取消し」に改める。

第二十二条を次のように改める。

（課税標準）

第二十二条 酒税の課税標準は、酒類の製造場から移出し、又は保税地域から引き取る酒類の数量とする。

2 前項の場合において、粉末酒に係る数量の計算は、その重量を基礎として政令で定める方法により行

う。

第四章の章名を削る。

第二十三条から第二十七条までを次のように改める。

(税率)

第二十三条 酒税の税率は、酒類の種類に応じ、一キロリットルにつき、次に定める金額とする。

一 発泡性酒類 二十二万円

二 醸造酒類 十四万円

三 蒸留酒類 二十万円（アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額）

四 混成酒類 二十二万円（アルコール分が二十一度以上のものにあつては、二十二万円にアルコール分が二十度を超える一度ごとに一万円を加えた金額）

2 発泡性酒類のうち次の各号に掲げるものに係る酒税の税率は、前項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、当該各号に定める金額とする。